

議案第85号

し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の受託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、令和5年10月1日からし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務を栃木市から受託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年6月2日提出

佐野市長 金子 裕

理 由

し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務を受託することについて栃木市と協議したいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4－6 …省 略…

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

佐野市と栃木市とのし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託
に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 栃木市は、次に掲げる事務の管理及び執行を佐野市に委託する。

(1) 平成22年3月28日における藤岡町及び平成26年4月4日にお
ける岩舟町の区域に係るし尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)
の処理(収集及び運搬に係るものを除く。)に関する事務

(2) し尿等の受入施設の管理運営に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 前条の規定により委託する事務(以下「委託事務」という。)の管理
及び執行については、佐野市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」
という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、栃木市の負担とし、栃木
市は、これを佐野市に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、佐野市長が栃木市長と協議して定め
る。この場合において、佐野市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費
の見積りに関する書類を栃木市長に送付しなければならない。

(予算の計上)

第4条 佐野市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について
は、佐野市一般会計歳入歳出予算に分別して計上するものとする。

(経費の精算)

第5条 佐野市長は、各年度において、第3条第1項の規定により納付した
額に過不足額が生じたときは、その翌年度に精算するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 佐野市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第
6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事
務に関する部分を栃木市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 佐野市長及び栃木市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調
整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第8条 佐野市長は、委託事務の管理及び執行について適用される佐野市の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、栃木市長に通知しなければならない。

2 佐野市長は、前項に規定する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに栃木市長に通知しなければならない。

3 栃木市長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、佐野市長及び栃木市長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年10月1日から施行する。

(条例等の公表)

2 栃木市長は、この規約の告示の際、併せて第8条第1項に規定する条例等が平成22年3月28日における藤岡町及び平成26年4月4日における岩舟町の区域に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。